

風車、チーズ、知財の国・オランダ

曾我 亮司

抄録

オランダは、風車とチーズの国というだけではありません。オランダが知的財産といかに深く関わってきたかという事実を、(1) オランダの特許制度の歴史、(2) オランダと欧州特許庁の関わり、(3) オランダにおける知財教育、という3つの観点から検証します。

はじめに

“風車、チーズ、そして、知財の国・オランダ”

オランダで生活して半年が経とうとしている今、私は迷わずこう表現します。

日本にとって江戸時代から400年来のパートナーであるオランダ。にもかかわらず、欧州がEUの創設とユーロの導入により単一国家に向かっている現在、オランダという国そのものについて注目する機会は少ないと言えます。知財の世界においても同様で、ほとんどの日本人にとってのオランダの印象と言えば、ハーグに欧州特許庁とベネルクス知的財産庁¹⁾があるという程度ではないでしょうか。



アムステルダム郊外の風車

本稿では、オランダが知的財産といかに深く関わってきたかという事実を、(1) オランダの特許制度の歴史、(2) オランダと欧州特許庁の関わり、(3) オランダにおける知財教育、という3つの観点から検証するとともに、(4) オランダの特許制度、および、(5) オランダの文化についても触れたいと思います。

(1) オランダ特許制度の「廃止」と「復活」 ～特許制度は必要か？

◆特許制度創設100周年

「2010年は、オランダの特許制度において特別な年です。なぜでしょう？」

この質問に対する私の答えは、「I have no idea」でした。現在留学中のマーストリヒト大学の最初の授業で、全く答えが浮かばず、出鼻をくじかれました。

2010年は、1910年にオランダに現在の特許制度が創設されてから100周年の、節目の年です。そのため、国内各地で、オランダ特許庁の管轄官庁であるオランダ経済・農業・イノベーション省²⁾により、「パテント・パレード (Patent Parade)」という展示会が開催され、オランダ国内で登録されている特許が、IT機器、生活用品、スポーツ等の分野別に紹介されました。また、オランダの郵便会社 (TNT Post) では、特許制度創設100周年の記念切手が販売されました。

1) ベネルクス三国の商標と意匠を管轄する機関。

2) 正式名称は、「Ministerie van Economische Zake, Landbouw en Innovatie」



パテント・パレードの様子



オランダ特許制度創設
100周年記念切手
©illustration of kidney cross
section: InBrain BV (www.
inbrain.nl)
©2010 Koninklijke TNT Post
BV

◆特許制度の廃止

ここで注目すべきは、1910年に創設された特許制度が、オランダにとって初めての特許制度（成文化された特許法）ではなかったという点です。実際オランダでは、特許制度が1869年に1度廃止されており、1910年に再度導入されるまでの約40年間、特許制度が存在していませんでした。

廃止の背景には、当時の特許制度が有する様々な特徴がありました。例えば、新規性の要件はなく、外国の発明をオランダ国内に最初に輸入することで特許を取得可能であったため、オランダ人の発明に対する意欲を高めるものではありませんでした。また、オランダで特許を取得した特許権者が、その後、同じ発明について外国で特許を取得した場合には、オランダの特許が無効になるという規定があったため、オランダ人の中には、特許を取得したい国外の全ての国で特許を取得するまで、オランダ国内に特許出願を行わない発明家もいました³⁾。その結果、オランダ国内の特許件数自体少なく、とりわけ、特許の大部分が外国人発明家に対して与えられていた等の理由により、特許制度廃止論が強まり、1869年に廃止に至りました。

その後、1883年のパリ条約の議論において、オランダ人が外国で特許制度の下保護されるのに対して、外国人がオランダで同様の保護を受けられないことに対する批判が強まったこと、そして、知財制度の重要性に対する認識が国際的に高まっていたこと等もあり、オランダ国内での長きに亘る議論を経て、1910年に特許制度が復活することとなります。

◆特許制度は必要か？

それでは、特許制度が廃止されてから復活するまでの間、発明が特許により保護されないという事実が、オランダの産業・経済にどのような影響を与えたのでしょうか。

ここで、興味深い事実を一つ紹介させていただきます。それは、特許制度が廃止されていたこの約40年の間に、オランダを代表する2つの産業が誕生しているということです。1870年代初頭にマーガリンの生産を開始したユルゲン社(Jurgens)とファンデンベルフ社(Van den Bergh)は、後にイギリスの石鹼会社と合併して、家庭用品メーカーのユニリーバ社(Unilever N.V.) 社となりました。また、1891年にヘラルド・フィリップス(Gerard Philips)氏によりアイントホーフエンに設立された電球工場は、その後、世界的電機メーカーのフィリップス社(Koninklijke



アイントホーフエン駅前のフィリップス氏の銅像

3) Schiff, Eric. Industrialization without National Patents: The Netherlands, 1869-1912; Switzerland, 1850-1907. Princeton: Princeton University Press, 1971, pp.19-21



フィリップス社発祥のランプ工場

Philips Electronics N.V.)へと発展を遂げました。これらの産業が誕生・発展した一つの側面として、既存のいかなる技術もオランダ国内では特許により保護されていなかったため、オランダのベンチャー企業が、特許権者に使用料を払うことなく外国の技術(フィリップス社を例に挙げれば、エジソンの電球に関する特許)を自由に利用・改良することで、他国に比べて安価に新しい製品を提供できたことが考えられます⁴⁾。

このような考察を行うことは、非常に重要な意味を持ちます。それは、「特許制度は、産業・経済の発展にとって、真に必要なものであるのか？」という特許制度の存在意義そのものに関わる永遠の命題を解く上での、貴重な検討材料になるからです。そのため、オランダの特許制度の歴史は、1888年まで特許制度の導入が見送られたスイスの事

例とともに、特許制度の目的・意義に関する研究において、世界中で広く引用、分析されています。

(2) 欧州特許庁の誕生 ～生みの親はオランダ人

◆隣接するオランダ特許庁

1973年、ミュンヘン外交会議にて欧州特許機構設立のための欧州特許条約が調印されました。そして、この条約に基づいて、1977年に欧州特許庁の支部がハーグに設立されました。

オランダ特許庁はこの欧州特許庁と同じ敷地内に建っています(正確に言うと、欧州特許庁と同じ建物の中に存在しており、オランダ特許庁に行くためには、一度欧州特許庁の建物の中に入る必要があります)。

◆オランダ人の貢献

しかしながら、両庁の関係の深さは、この地理的要因だけではありません。

それは、この欧州特許機構の設立に、ひとりのオランダ人が大きく貢献したということです。1968年から1977年までオランダ特許庁の長官を務めたファン・ベンテム氏(Mr. Johannes Bob van Benthem)は、欧州特許機構の設立に尽力した中心的存在であり、欧州特許庁の初代長官(1977～1985年)も務めました。同氏は2006年に他界しましたが、2007年には、欧州特許庁の近くの通りを、同氏の名前にちなんでファン・ベンテムラーン(Van



ハーグの欧州特許庁



欧州特許庁と併設する
オランダ特許庁
(表示上: 欧州特許庁、
表示下: オランダ特許庁)



ファン・ベンテムラーン

4) Schiff, Eric. Industrialization without National Patents: The Netherlands, 1869-1912; Switzerland, 1850-1907. Princeton: Princeton University Press, 1971, pp.52-63

Benthemlaan)と名付けました。

欧州特許庁が、その審査官数とサーチ・審査件数の規模において、世界を牽引する特許庁であることは周知の事実ですが、その欧州特許庁の設立の陰に、偉大なオランダ人の存在があったことも忘れてはなりません。

(3) オランダの知財教育 ～充実の教育環境

オランダへの留学を決めた時に、「なぜオランダを選んだのか？」と、その理由をよく聞かれました。確かに、欧州で知財を学ぶとすればドイツ（ミュンヘン）やイギリス（ロンドン）の方が一般的かも知れませんが、日本ではあまり知られていませんが、近年ここオランダでも知財教育に非常に力を入れています。以下に、知財専門のコースあるいは研究機関を有するオランダの4つの大学を紹介したいと思います。

◆アムステルダム大学 (University of Amsterdam)

法学部に付属する情報法研究所 (Institute for Information Law : IviR) は、著作権、情報法、メディア法の研究で有名です。特に、同研究所のヒューゲンホルツ (Hugenholtz) 教授は、著作権分野の世界的権威で、毎年7月には著作権法のサマーコースを主催しています。

◆ユトレヒト大学 (Utrecht University)

知的財産センター (Centre for Intellectual Property Law : CIER) は、知財全般を扱うオランダ最大の研究機関で、特に著作権法、特許法、競争法に注力しています。なお、後述するマーストリヒト大学においても、ユトレヒト大学の同センターに所属する多くの教授が教鞭を取っています。

◆ティルブルフ大学 (Tilburg University)

同大学のロースクールに属するティルブルフ法律技術社会研究所 (Tilburg Institute for Law, Technology, and Society : TILT) は、テクノロジーと法律の関係を広範に扱っており、その中で知財に関する研究も行っています。また、同大学では、大学院レベルでの知財教育 (LLM Law and Technology) も提供しています。

◆マーストリヒト大学 (Maastricht University)

2009年に、知的財産に関する修士課程 (Advanced



マーストリヒト大学・ロースクール

Master in Intellectual Property Law and Knowledge Management) が法学部に新たに創設されました。法律系の学生を対象とするLLMコースと技術系の学生を対象とするMScコースがあり、現在筆者を含む約20名の学生が学んでいます。テーマは「実践に即した教育」で、模擬裁判や専門家によるゲストレクチャーが積極的に行われています。

以上4つの大学について書きましたが、オランダ国内の大学数が15程度と少ないことを勘案すれば、これだけの大学・研究機関で知財教育が行われていることは、知財の重要性が全国的に認識されていることの表れと言えます。また、上述した大学・研究機関は英語によりコース・授業を実施⁵⁾していることから、今後も世界中から様々な学生が集まり、国際的な認知度もさらに高まっていくものと期待されます。

(4) オランダの特許制度

～無審査主義だが、新規性調査は必須

◆無審査主義

オランダ特許庁に特許を出願した場合、出願人は出願から13カ月以内に新規性調査 (novelty search) を請求しな

5) 大学によっては、知財に関するコースや授業の一部をオランダ語で行う場合もあるので、要確認。

ければなりません(請求しない場合には、出願は無効となります)。なお、この新規性調査は、進歩性に関する調査も含んでいます。請求後約9カ月で新規性調査の結果を受け取ることができ、その調査結果には、特許要件である新規性、進歩性、産業上利用可能性に関する審査官の見解(written opinion)も添付されています。この新規性調査報告と見解書を受け取ってから2カ月間、出願人に補正の機会が与えられ、その後、登録されます。つまり、オランダでは実体審査は行われません。出願は出願から18カ月経過後に公開され、特許期間は出願から20年であるという点は、日本と同様です。また、上述した新規性調査報告と見解書も公開されます。

なお、オランダ特許法は2008年6月に改正され、改正以前には、特許期間20年の特許と6年の特許が存在しており、新規性調査を請求しない場合には、自動的に特許期間は6年と決定されていました。しかし、新規性調査が行われない6年特許は、無効理由を含む不安定な権利となる可能性が高いため、6年特許は廃止され、新規性調査報告の請求が必須となりました。

◆国内新規性調査と国際新規性調査

出願人は、新規性調査の請求において、国内新規性調査(national novelty search)と国際新規性調査(international novelty search)を選択することができます。国内新規性調査はオランダ特許庁により実施され、国際新規性調査は欧州特許庁により実施されるという点で両者は異なりますが、オランダ特許庁は欧州特許庁と同じEPOQUE端末、データベースを利用しているため、内容そのものに実質的な相違はありません。しかしながら、前者の調査料が100ユーロであるのに対して、後者の調査料は794ユーロと割高に設定されており、オランダ国内出願において欧州特許庁による国際新規性調査報告が作成されていれば、その出願に基づくPCT出願や欧州特許出願の調査報告において、その国際新規性調査報告を再利用することが可能になります。

なお、上述したとおり、国内新規性調査はオランダ特許庁の審査官が実施するのが原則ですが、国内新規性調査の件数が増加傾向にあること、および、オランダ特許庁の審査官数が25人⁶⁾と少ないことから、国際新規性調査全件のみならず、国内新規性調査の一部も欧州特許庁に外注⁷⁾

しているというのが現状です。

◆出願件数、登録件数は2000～3000件

2009年のデータによれば、オランダ特許庁に直接出願された出願件数は2,854件、実施された国内新規性調査件数は1,275件、国際新規性調査件数は1,143件となっています。また、2009年にオランダにて登録となった特許の内訳は、欧州特許庁経由で有効となった特許が12,725件(約87%)であるのに対して、オランダ特許庁へ直接出願されて登録された特許が1,948件(約13%)となっています。

(5) オランダの文化～自転車、割引、英語の国

オランダに暮らして気付いたことは、予想していた以上に生活しやすい国であるということです。ここでは、日本や他の欧州の国とは違うオランダの特徴を3つ紹介させていただきます。

◆自転車天国

自転車が非常に多い国です。道路には自転車専用レーンと自転車専用の信号もあります。最初は戸惑いますが、慣れてしまえば、どこにでもスムーズに行けて便利です。また、電車に乗る際にも、別料金を支払えば、あらかじめ決められた車両に自転車を持ち込むことができます。

駐輪場も至るところにありますし、中古の自転車も多く売られています。ただし、自転車の盗難も多いようで、こ



自転車専用レーン

6) 2010年11月時点での情報。なお、オランダ特許庁の全職員数は、約120人。

7) 他庁との審査協力という点では、欧州特許庁への外注の他に、2004年～2009年までの間、英国知的財産庁のために先行技術文献調査を実施していた。

ちらに来た当初は「中古の安い自転車を買って、高価な鍵をつけるように」と言われました。

◆割引パラダイス

「Go Dutch (割り勘にする)」という言葉をご存じの方は、オランダ人は儉約家であるというイメージを持たれているかも知れません。実際、オランダには割引のオプションが多く、それらを上手に活用すれば、かなりの節約を実現することが可能です。

例えば、年間60ユーロ程度払えば、ほとんどすべての時間帯において、正規運賃から40%割引された運賃で、電車に乗ることができます。また、オランダ最大手のスーパーマーケットであるアルバートハイン (Albert Heijn) では、ボーナスカードと呼ばれる会員証 (無料) をレジで提示すれば、様々な商品について割引を受けることができます。

その他、スーパーマーケットやデパートでは、「50% Korting (割引)」という種類の広告に加え、「2+1 Gratis (無料)」という趣旨の広告も頻繁に見かけます。これは、「2つ買えば、さらにもう1つ無料」という意味です。割引 (korting) や無料 (gratis) という言葉は、儉約家のオランダ人の心を掴む重要なキーワードなのでしょう。

◆英語マスター

オランダ人は、英語が非常に上手です。大学キャンパス内のみならず、駅でもスーパーマーケットでもレストランでも、ほぼ間違いなく英語が通じます。相手がオランダ語が得意ではないと分かれば、積極的に英語を話してくれます。先日、アパートの大家さんの自宅にお邪魔した際に、小学生の男の子と話す機会があったのですが、英語をあまりに流暢に話すので驚きました。欧州に駐在経験のある方から、欧州の中でもオランダほど英語の通じる国はないと聞いていましたが、まさにその通りだと思います。

一方で、オランダ語は、修得の難しい言語だという印象を持ちました。特に発音が難しく、オランダ人でも小さい頃からオランダで生活をしていないと、正確な発音ができないそうです。ちなみに、「オランダ語はドイツ語と英語の間だ」とオランダ人は言いますが、実際は、よりドイツ語に似ているという方が正確かも知れません。文法や語順 (例えば、動詞の語順は分要素の2番目) もそうですし、単語そのものにも類似が多く見られます (例えば、「おはよう」の挨拶がドイツ語で「Guten Morgen」であるのに対して、オランダ語では「Goedemorgen」)。



マーストリヒトの風景

おわりに

オランダと知財の関わりを中心に書かせて頂きましたが、この文章を読んで、オランダという国に少しでも興味を持って頂けたなら幸いです。また、オランダの裁判所は、知財に関する前衛的な判例を多く出していることでも有名です (例えば、オランダの最高裁は2006年に香水に著作物性を認めました) ので、興味のある方には、オランダの判例をフォローして頂くのもよいかと思います。

最後になりましたが、今回の執筆に協力して下さったオランダ特許庁の Meewisse 氏、欧州特許庁の Paalman 氏に、この場を借りて御礼申し上げます。

profile

曾我 亮司 (そが りょうじ)

平成15年4月特許庁入庁。
特許審査第四部画像処理、総務部国際課、特許審査第四部映像システムを経て、
平成22年7月よりオランダ・マーストリヒト大学に留学中。